



令和7年8月21日

徳島労働局長
亀井 崇 殿

徳島地方最低賃金審議会
会長 段野 聡子

徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月17日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。



令和7年8月21日

徳島労働局長
亀井 崇 殿

徳島地方最低賃金審議会
会長 段野 聡子

徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月17日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。